



2016 年度

職員版

教職員生活・意識 実態調査

アンケートは、Web 上 (匿名) でも回答可能です。出来れば Web をご利用ください

慶應労組

検索

→「慶應義塾労働組合」から入れます

<http://www.keio-union.or.jp/anq>

調査期間 1/25~2/17

今年も皆様の生活実態を知り、ご意見を伺って、春闘要求の基礎資料とするための調査を実施いたします。

この調査は無記名で、コンピューターで数字による処理を行いますので、個人が特定されることはありません。また、集計においても、データの相関関係から個人が特定されないように最大限配慮いたします。

ご意見を組合執行部内に留めることを希望される場合は、末尾にその旨ご記入ください。

<連絡先>内：22490、FAX 03-3453-4080、e-mail：k-union@keio-union.or.jp

慶應義塾労働組合

記入方法 該当する数字に○をつけるか、() に該当する事項を記入してください。

I、賃金・一時金・諸手当について

1-1、ここ数年、生活はどのように変化していると実感しますか？

- 1、変わらない
- 2、苦しくなっている
- 3、大変苦しくなっている
- 4、楽になっっている
- 5、大変楽になっっている
- 6、どちらとも言えない
- 7、その他 ()

1-2、組合が 2016 年の春闘の賃金要求をする場合、月額いくらかのアップを要求すればいいと思いますか。ご自分の考えに近い金額に○をつけてください。定期昇給抜きでお書きください。

昨年実績

教員	ベースアップなし 平均定期昇給額 7,684 円 (1.34%)
職員	ベースアップなし 平均定期昇給額 4,850 円 (1.24%)

- 1、0 円 (定期昇給のみ)
- 2、1 万円程度
- 3、2 万円程度
- 4、3 万円程度
- 5、4 万円程度
- 6、5 万円程度
- 7、5 万円超→ () 万円程度

1-3、賃金・賃上げ要求、一時金、諸手当についてご意見をお書きください。

()

Ⅱ、新人事給与制度について

組合は、2012年度にこの制度が組合及び職員の合意を得ないまま強行導入されたことに対して、東京都労働委員会に救済の申し立てを行い、1年半にわたる調査を経て当局との和解に至りました。

その2013年10月の労働委員会和解協定は以下の通りです。

1、組合及び法人は、団体交渉において、新人事給与制度全体の運用について、合意形成を目指して誠実に協議する。特に、組合が、新人事給与制度において、不利益であると考えている事項に関し、是正策についての団体交渉を申し入れたときは、法人は誠実に協議に応じ、双方は、合意形成を目指した努力をする。

組合は同協定に基づいて以下の要求を提出しています。

①55歳までの3,000円以上かつ1%以上の定期昇給、②住宅手当・技能手当・司書手当を復活、③一時金の評価率を廃止

旧給与との差の補填の「調整給」は、2015年～2017年は2014年度と同額、2018年から5年間20%ずつ減額し、2022年から完全に消滅します。そのような不利益を是正するために、45歳で打ち切りになる定期昇給を55歳まで延長し、定期昇給の金額も3,000円以上に改善する、手当は昨年アンケートで要望の強かった住宅・技能手当を復活させる、また評価内容も不明瞭な一時金の評価率（マイナス0.1ヶ月～プラス0.1ヶ月）を廃止することを求めたものです。

2015春闘では交渉の結果、基本給で45歳から55歳まで定期昇給が新設され、400円ずつ（最終4,200円）の定期昇給が実現しました。しかし、不利益変更是正には遠く及ばないことから、労働委員会の和解協定に基づき、引き続き交渉を続けることが確認、協定化されています。

同制度について、以下の点について、改めてご意見をうかがいます。

2、調整給・手当廃止（不利益変更）について
2-1、調整給が2018年度から減額、2022年度から廃止されることをご存じですか。

- 1、はい
- 2、いいえ
- 3、時期は認識していなかったが、減ることは知っていた。

2-2、「調整給」がなくなることをご存じですか。

- 1、納得できない
- 2、やむを得ない
- 3、どちらともいえない

2-3、「2-2」の理由についてお書きください。

[]

2-4、現在の給与制度では、従来支払われていた住宅手当・技能手当が、基本給及び資格給に含まれるとの理由で支払われていません。この点について、どのようにお考えですか。

- 1、支払うべきである
- 2、やむを得ない
- 3、(無くて)当然だと思う

2-5、「2-4」の理由についてお書きください。

[]

3、「特定職責」について

3-1、秋の団交で「特定職責給」が事務系・技術系スタッフ職に支払われていることがわかりました。「特定職責給」について知っていましたか。

- 1、はい
- 2、いいえ

3-2、同団交では「特定職責給」の支給基準が明確に示されませんでした。この点について、どのようにお考えですか。

- 1、納得できない
- 2、やむを得ない
- 3、どちらともいえない

4、評価制度・フィードバック等について

4-1、現在の人事・給与制度では、昇給・昇格・一時金が評価に基づいて決定されます。このことをご存知ですか。

- 1、知っている
- 2、知らない

4-2、その評価制度についてのご意見・要望があればご記入ください。

()

4-3、フィードバックは評価項目に対し、それぞれの評価結果・今後の課題等を職員に伝え職員の業務への意欲を高めるために行うとされていますが、そのように行われていますか。

- 1、納得できる内容で行われている
- 2、内容も不十分でありわからない
- 3、行われていない

5、その他人事制度、給与制度について要望がありましたらご記入をお願いします。

()

Ⅲ、職場実態等について

6、2016 春闘で是非取り上げて欲しい課題について、○を付けてください。

(複数回答可)

- 1、過重労働の軽減
- 2、残業時間の削減
- 3、賃金制度の改善
- 4、諸手当の改善
- 5、休暇取得率の向上
- 6、一日の労働時間の短縮
- 7、育児支援制度の充実
- 8、時間短縮制度の充実
- 9、メンタルヘルス対策の充実
- 10、専任職員の増員
- 11、その他 ()

7、有給休暇取得について

7-1、2015年4月1日以降、有給休暇を何日取得しましたか。

- 1、() 日
- 2、わからない

7-2、有給休暇は希望どおりに取得できますか。

- 1、希望どおり取得できる
- 2、多少取得できる
- 3、まったく取得出来ない

7-3、取得できない理由はどのようなことですか。(複数回答可)

- 1、業務過重
- 2、人員が少ない
- 3、同僚・上司への気兼ね
- 4、その他 ()

Ⅳ、残業について

8-1 残業時間を正しく申請していますか

- 1、正しく申請している
- 2、実際より少なく申請している
- 3、殆ど申請していない

8-2、2及び3と答えた方にお聞きします。

申請していない残業時間は月どれくらいですか。

() 時間)

Ⅴ、パワーハラスメントについて

パワーハラスメントとは、同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景として、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為のことです。

上司から部下だけではなく、先輩・後輩間、同僚間、部下から上司に対して技術や知識など様々な優位性を背景に行われるものを含みます。

9-1、この一年間、職場でパワーハラスメントをうけたり、目撃したことがありますか。

- 1、ある
- 2、ない

9-2、あると答えた方、その相手は誰ですか。

(複数回答可)

- 1、上司
- 2、同僚
- 3、部下
- 4、保護者
- 5、患者
- 6、医師
- 7、その他 ()

9-3、それは、どのような行為でしたか。
(複数回答可)

- 1、身体的な行為(暴行・傷害)
- 2、精神的な行為(脅迫・暴言等)
- 3、人間関係の切り離し(隔離・仲間外し、無視)
- 4、過大な要求(業務上不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害)
- 5、過小な要求(業務上の合理性なく、能力や経験と離れた程度の低い仕事を命じること、仕事を与えないこと)
- 6、個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)
- 7、その他

()

9-4、差支えなければ、具体的な内容をお書き下さい。

()

V、あなたの所属など

10、地区名

- 1、三田
- 2、日吉
- 3、矢上
- 4、志木
- 5、信濃町(四谷)
- 6、湘南藤沢
- 7、芝共立
- 8、横浜初等部
- 9、その他()

11、性別

- 1、男
- 2、女

12、年齢

- 1、20代
- 2、30代
- 3、40代
- 4、50代
- 5、60代

13、あなたの職種は

- 5、事務職員
- 6、技術職員
- 8、技能員・用務員
- 9、嘱託職員
- 10、管理職(マネジメント職)
- 11、その他(具体的に)

VI、労働組合活動について

14-1、あなたは組合に加入していますか。

- 1、はい
- 2、いいえ

14-2、「いいえ」と答えられた方にうかがいます。組合に未加入の理由や、その他組合へのご意見等がございましたら、ご自由にお書きください。

()

15、労働組合に取り組んで欲しいこと、その他ご意見等があればお書き下さい。

()

尚、このアンケートに書かれた意見等は、匿名にて、組合内外への情報提供として利用したく思います。ご意見を組合執行部内に留めることを希望される場合は、その旨ご記入ください。

()

ご協力ありがとうございました